

電力自由化の概要

電気事業についても競争原理を導入することにより一層の効率化を図ることを目的に、平成12年3月から開始されました。現在、電力自由化の範囲がさらに拡大され、平成16年4月から契約電力500kW以上、平成17年4月から500kW未満の高圧のお客さまについても、電力供給者を選ぶことができるようになります。

わが国における電力小売自由化の流れ

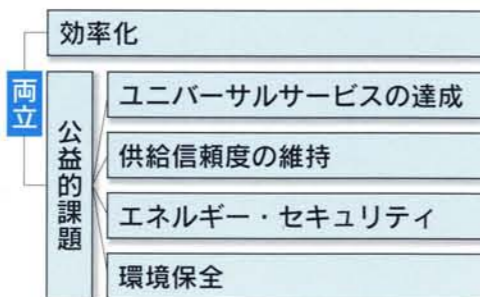
◎1990年代初頭から電気事業自由化の論議が本格化

背景

わが国の高コスト構造・内外価格差解消の要請の高まり、規制分野（電気通信、金融等）の改革の流れ。

電力小売自由化の目的

- ◎競争導入による電気料金の低下やサービス水準の向上を通じて、お客さまの利益、ひいてはその集合体である国民の利益の増進を図ること。
- ◎国民の利益の増進のためには、電力小売自由化は、効率化と、従来電力会社が主体的に達成してきた以下に掲げる「公益的課題」との両立が図られることが前提。



電力小売自由化の経緯

■電気事業法改正（1995年4月）

- 卸発電事業への参入自由化。（卸供給入札制度の導入、IPP（独立発電事業者）の登場）
- 特定電気事業制度の導入。（限定された供給地点における需要家に対し、自ら保有する供給設備により電気の供給を行う形態）

■電気事業法改正（1999年5月）

- 電力小売りの部分自由化。（電力量の約3割に当たる特別高圧需要家（受電電圧2万V以上、契約電力概ね2,000kW以上）が対象）
- 新規参入者（PPS：特定規模電気事業者）は電力会社が提供する「送電サービス」（託送・接続供給）を利用して電力の小売販売が可能に。
- 送電ネットワークへの原則自由なアクセスを保証。

■電気事業法改正（2003年6月）

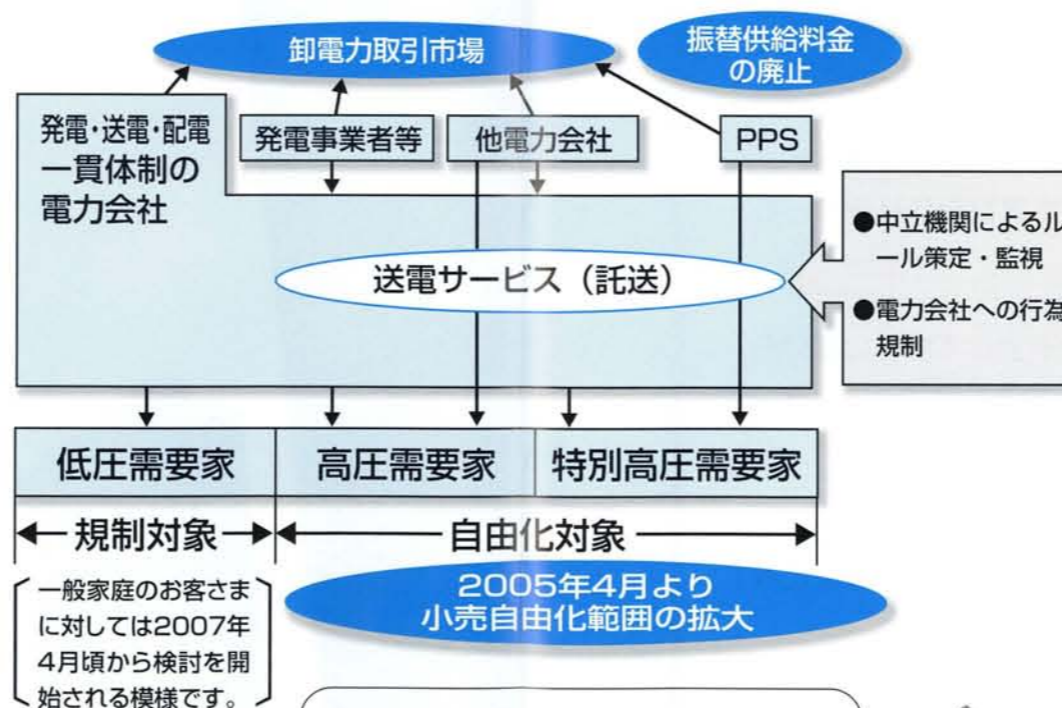
- 全国規模の卸電力取引市場の創設。
- 中立機関（系統運用に関する基本的ルール策定、紛争処理等）の設立。
- 電力会社に対して、行為規制（情報遮断、会計分離、差別的取扱いの禁止）を導入。
- 振替供給料金（供給区域をまたぐごとに課金される料金方式）の廃止。
- 段階的に自由化範囲拡大。

中立機関の設置

- ◎電力会社・PPS等広く市場参加者が参加し、中立的なプロセスに則って運営される民間の自治的組織。
- 送配電部門の業務が公平・透明に行われることを確保するため、これら業務（設備形成・系統アクセス・系統運用等）に関する基本的なルールの策定及び監視・紛争処理を行う。
- 営利を目的としない法人（例：中間法人）として設立
- 意思決定メカニズムには、電力会社・PPS等の系統利用者に加え、中立的な学識経験者も参加。
- ◎行政は、意思決定手続きの中立性についてチェック（業務自体は民間のイニシアティブに委ね原則未介入）。

（注）中間法人：中間法人法（2002年施行）に規定される法人。営利を目的としない、登記のみで設立可能（所管官庁の許可が不要）、社員（株式会社の株主に相当）の議決権が資金の拠出額によらず設定可能等が特徴

電力小売自由化の新たなスキーム



お客さまが電気の供給者を選ぶことができるんだよ



お客さま窓口が変更（営業部門→託送部門）となる業務

東京電力(株)の場合

◎送電までの工程管理

- 送電までのお客さまとの工程調整
使用場所を受け持つ支社の託送供給部門
・高圧受電：従来どおり設備サービスグループが実施主体。
・特高受電：設備総括グループが実施主体。
- 供給工事に際し、工事費負担金が発生する場合のお客さま窓口
使用場所を受け持つ支社の託送供給部門
・高圧受電：設備サービスグループが工事費負担金の算定から料金請求、工事費負担金契約書の締結等を実施。
・特高受電：設備総括グループが工事費負担金の算定から料金請求、工事費負担金契約書の締結等を実施。

(1) 電気使用に関する事前協議から送電まで

- 需要場所の新增設に伴う事前協議
- 事前協議の受付窓口
使用場所を受け持つ支社の託送供給部門（設備総括グループ）
- 事前協議の実施箇所
使用場所を受け持つ支社の託送供給部門
・高圧受電：設備サービスグループが実施主体。
・特高受電：設備総括グループが実施主体。
- 営業部門については、従来、料金メニュー等に関する紹介等で事前協議のお客さま窓口として出席しておりましたが、今後はお客さまの希望がある場合に限り事前協議に出席することになります。
- 事前協議にあたり、お客さまの希望の有無について、確認することになります。

(2) 送電以降

- お客さまの電気工作物の定期点検や東京電力(株)の送配電ネットワークの定例保守等による送配電線路の停止に伴う停電に係るお客さま窓口
使用場所を受け持つ支社の託送供給部門（設備総括グループ）
- お客さまの電気工作物の定期点検等に伴う東京電力(株)の開閉器の操作に係るお客さま窓口
使用場所を受け持つ支社の託送供給部門（設備サービスグループ）

**自由化対象のお客さまは、
電気事業者（一般電気事業者及び特定規模電気事業者）を
選択することができます。**

いずれの電気事業者とも契約が成立しない場合は、東京電力㈱が、電気最終保障約款（当面の電気供給のため）、を適用して供給します。

一般電気事業者とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業を営むことについて経済産業大臣の許可を得たものをいいます。

特定規模電気事業者とは、特定規模需要に応じ電気を供給する事業を営むことについて経済産業大臣の届出を得たものをいいます。

特定規模電気事業者及び東京電力㈱以外の一般電気事業者が、東京電力㈱の送配電ネットワークを利用自由化対象のお客さまに電気を送る場合、当該電気事業者と東京電力㈱は、**接続供給約款及び振替供給約款**について託送契約を締結いたします。

接続供給とは、特定規模電気事業者等から電気を受電し、同時同量の電気をその顧客である特定規模需要に対し供給すると共に、その特定規模の負荷の変動や特定規模電気事業者等の発電設備の事故等に不足する電気を供給することをいいます。

振替供給とは、一般電気事業者または、特定規模電気事業者から電気を受電し、同時に同量の電気を別の一般電気事業者との関係点まで託送することをいいます。

高圧で受電されているお客さまで、発電設備を東京電力㈱の供給設備に電氣的に接続される場合は平成17年4月以降、品質維持コストとして**アンシラリーサービス**料金が適用されます。

アンシラリーサービスとは、電力会社の送電ネットワークを通して顧客の届けられる電気の品質（周波数・電圧）を維持するために、電源・流通部門が一体となったネットワーク機能を通じて電力会社が行なっているサービスのことです。

家庭用を含む全面自由化については、最終保障、ユニバーサルサービス確保のあり方等の課題を踏まえて、高圧自由化から2年が経過した2007年4月頃を目途に検討開始される予定です。

特定電気事業者については下記のアドレスを参照して下さい。

● <http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/shiryo/jigyosha/index.html>

●緊急の場合は…保安センター

 **0120-074-307**

●ホームページアドレスは…

www.eme-tokyo.or.jp

●お客さまの電気管理技術者